監査報告書

令和８年６月 18 日

学校法人　佐藤学園
理事会　御中
評議員会　御中

学校法人　佐藤学園
監事　諸見川和彦
監事　竹内洋平

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人佐藤学園寄附行為第29条の規定に基づき学校法人佐藤学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。

１ 監査の方法及びその内容

⑴理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

⑵会計監査人オリエント監査法人から、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の実施状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

２ 監査の結果

⑴ 計算関係書類及び財産目録の監査結果

ア 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

イ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。

ウ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

⑵業務執行及び事業報告書等の監査結果

ア 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学園の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上